

23庁財第1号
平成23年4月8日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁文化財部長

関 裕 行

(印鑑印刷)

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて
(通知)

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）が、本年3月13日に公布、施行されました。これに伴い、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、貴教育委員会におかれては、御了知の上、事務の取扱いに遺漏のないようお取り計らい願います。

記

- 1 本政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として指定し、同法第3条から第5条までに規定する特別措置の適用について定めたものである。
- 2 政令第1条、第2条及び第4条により、平成23年3月11日以後に履行期限の到来する義務について、平成23年東北地方太平洋沖地震により期限内に履行されなかった場合において、平成23年6月30日までに履行されたときは、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないこととされた。
- 3 これを受けて、文化財保護法に関する事務については、以下に掲げる義務について、上記2

の取扱いをすることとする。

- 一 文化財保護法第28条第5項, 第29条第4項(第79条第2項で準用する場合を含む。)
又は第59条第6項(第90条第3項で準用する場合を含む。)に規定する義務
 - 二 文化財保護法第31条第3項(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。),
第80条及び第119条第2項(第133条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。),
第32条(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。), 第80条及び
第120条(第133条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。), 第33条(第
80条, 第118条及び第120条(これらの規定を第133条で準用する場合を含む。))
並びに第172条第5項で準用する場合を含む。), 第61条(第90条第3項で準用する場
合を含む。), 第73条, 第115条第2項(第120条, 第133条及び第172条第5項
で準用する場合を含む。))又は第136条に規定する義務
 - 三 文化財保護法第34条(第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)に規定
する義務のうち, 国宝, 重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関す
る規則(昭和26年文化財保護委員会規則第1号)第8条第3項及び第4項又は第9条第4
項に係るもの
 - 四 文化財保護法第62条(第90条第3項で準用する場合を含む。)に規定する義務のうち,
登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成8年文部省令第29号)第
12条第3項及び第4項に係るもの並びに登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書
等に関する規則(平成17年文部科学省令第8号)第12条第3項及び第4項に係るもの
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務については, 同法第17条第1項に規定する義務につ
いて, 上記2の取扱いをすることとする。

(文化財保護法についての照会先)

文化庁文化財部伝統文化課企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2864)

FAX : 03-6734-3820

(銃砲刀剣類所持等取締法についての照会先)

文化庁文化財部美術学芸課企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 3154)

FAX : 03-6734-3821

(参考)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(抄)
(平成八年六月十四日法律第八十五号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2～4（略）

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（抄）（平成二十三年政令第十九号）

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。